E_{17} ＝ 0.017 E_{18} ＝ 0.016 E_{19} ＝ 0.016 E_{20} ＝ 0.01593 E_{21} ＝ 0.01686 E_{22} ＝ 0.019 E_{23} ＝ 0.019 E_{24} ＝ 0.018 E_{25} ＝ 0.018 E_{26} ＝ 0.017 E_{27} ＝ 0.013 E_{28} ＝ 0.0131 E_{29} ＝ 0.0007 E_{30} ＝ 0.00063 $E_{元}$＝ 0.00038	E_{17} ＝ 0.017 E_{18} ＝ 0.016 E_{19} ＝ 0.016 E_{20} ＝ 0.01597 E_{21} ＝ 0.019 E_{22} ＝ 0.019 E_{23} ＝ 0.019 E_{24} ＝ 0.018 E_{25} ＝ 0.018 E_{26} ＝ 0.014 E_{27} ＝ 0.013 E_{28} ＝ 0.0007 E_{29} ＝ 0.0007 E_{30} ＝ 0.00063
F_n　鉄道施設の整備に要する経費について過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 G_{25} ＝ 0.018 G_{26} ＝ 0.017 G_{27} ＝ 0.013 G_{28} ＝ 0.0131 G_{29} ＝ 0.0007 G_{30} ＝ 0.00063 $G_{元}$＝ 0.00038	F_n　鉄道施設の整備に要する経費について過疎地域自立促進特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 G_{25} ＝ 0.018 G_{26} ＝ 0.014 G_{27} ＝ 0.013 G_{28} ＝ 0.0007 G_{29} ＝ 0.0007 G_{30} ＝ 0.00063
算式ⅩⅦ $\frac{\sum_{n=24}^{元}(B_n \times C_n)}{535\text{ 円}\times A}$	算式ⅩⅦ $\frac{\sum_{n=24}^{30}(B_n \times C_n)}{533\text{ 円}\times A}$
算式ⅩⅦの符号 A　測定単位の数値 B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独	算式ⅩⅦの符号 A　測定単位の数値 B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単